

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊郡大谷池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）嘉万坊地区）を行うことについて平成19年8月22日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市大野原支所建設経済課において平成19年9月11日から同年10月1日まで縦覧に供する。

平成19年9月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀